

第3回放射線防護民主化フォーラム
真実に目を向ける未来への選択を、二本松市から考える

チェルノブイリ法日本版の 必要性

市民が育てる「チェルノブイリ法日本版」の会
郷田みほ

市民が育てる「チェルノブイリ法日本版」の会

- 2017年一人の女性から「チェルノブイリ法日本版」の条例制定を一緒にやりませんかとの呼びかけから始まりました。その呼びかけに賛同、共鳴した市民が集まり2018年3月に市民が育てる「チェルノブイリ法日本版」の会が東京で結成されました。そして日本各地で自分たちの住む自治体で条例制定に向けてアクションを起こしました。
- 現在13都道府県に会員も広がり、条例制定に取り組んでいます。伊勢市では2回の直接請求をしましたが、必要な署名数が集められず断念。郡山市と調布市では条例案を作成中。

なぜ、条例が必要なのか？

- 2011年3月11日の東京電力福島原子力発電所で原発事故が発生し、現実世界の秩序が混乱し、無秩序状態におちいりました。そのとき同時に、法秩序も混乱し、ノールール状態に陥りました。それで、分かったことは日本の法秩序は原発事故の救済に対し、何の備えもしていなかった、全面的なノールール状態だったということです。そのノールールの中、私たち住民はなんの保証もなく、健康に不安を抱え、生活しているのです。そしてその不安を解消し、自分たちを守るのは自分たちで法律を作ることでした。
- 人々の命、健康、暮らしを大切にするという、当たり前の願いを実現するため、「敵と味方に仕分けする」政治運動を「和解＝共存」に変換する人権運動に挑戦する市民の活動の場をつくりました。

どんな、条例を作ろうとしているのか

- この条例案の元になっているのは、旧ソ連で1986.4.26のチェルノブイリ原発事故で、5年後に市民の力で成立された法律です。その後ロシア、ウクライナ、ベラルーシ3国に受け継がれ現在に至っています。この法律の一番は、国の責任を一切取ろうとしない日本とは違い、**国家の加害者責任をきちんと明記**していることです。
- このチェルノブイリ法は市民の**「避難の権利」「移住の権利」**を法的な権利として位置付けています。避難者には被害の補償、社会的支援策として、引っ越し、住居、仕事、医療が保障されています。年間1～5ミリシーベルトの範囲にある地域は「移住の権利」「残留の権利」も認められ、どの選択でも補償があります。子どもたちには国家事業として、**長期の保養が保障**されています。現在も戦争中ですが、この保養は続けられていると、聞いています。

放射能汚染・政府対応 ウクライナと日本の比較

項目		ウクライナ	日本
Cs137	≥55.5万8q/m2	移住の義務	無視
	≥18.5万Bq/m2	移住の権利	無視
	≥03.7万Bq/m2	放射能管理区域	無視
Sr・Pu		計る	隠へい
年間線量基準		1mSV	20mSV
低レベル被曝の被害		認める	むしろ体にいい
被曝との因果関係		無いことを国が立証	有ることを被災者が立証
医薬品の提供		あり	なし
飲料水の提供		あり	なし
安全な食料の提供		あり	食べて応援
汚染建材の管理		あり	汚染汚泥をリサイクル
汚染工業製品の管理		あり	輸出先で放射能検出
汚染農地の管理		あり	防護服で田植え
子供の健康管理		一定期間の保養	福島へ修学旅行を推奨
石棺		事故後突貫で建設	未だになし
溶融燃料		地下にコンクリを 流し沈下防止	放射能漏れ放題
事故収拾犠牲者		公式発表あり	行方不明
首都圏への影響		人工雨で 放射能雲を散らす	地下深く沈下
高汚染された村々		住めないよう完全破壊	公式にはゼロ
汚染地帯の出口管理		徹底した 汚染検査と除染	無対策、汚れ放題
汚染車両		指定場所で厳重管理	帰還奨励
火事・野焼き		絶対に起きないように 厳しく管理	フリーパス
食品の汚染管理		自由に計測可 無料測定器あり	制限無し
除染		効果がなく、しない	制限無し
			ガレキ焼却積極推進 わずかな有志が測定 多くは有料
			血税巨額投入 作業員大量被曝 保管場所未定

私たちがなぜ日本版が必要だと考えるのか1

- 「原発事故子ども・被災者支援法」正式には「東京原子力事故により被災した、子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等にかんする施策の推進に関する法律」という長い名前の法律があります。これは2012年6月に超党派の議員立法により成立した理念法、つまりプログラムや指針としての役割です。関係者に実現に向けて努力をうながすだけの「プログラム法」で、絵にかいた餅状態で、その後の原発被害者を見捨てました。
- 福島原発事故だけに特化した法律。次にどこかで事故が起きても適用にはなりません。

私たちがなぜ日本版が必要だと考えるのか2

- 「子どもたちに安全な環境で教育を受ける権利を保障し、国にその責任を果たす義務を課す」これは日本国憲法26条に明確に示されています。子どもたちは安全な環境で、教育を受ける権利が保障され、国はその権利を果たす義務があるとされています。しかし、2011年の福島原発事故後、この国は法律である義務を守るどころか、校庭や校舎を利用できる基準をICRPの勧告を理由に年20ミリシーベルトを安全基準としたのです。この通知以降、年20ミリシーベルト以下が安全基準となり、住民の「避難の権利」は抹殺されました。今では住民への「安全基準以下だからと」帰還を迫って、内部被ばくを強いています。その後の健康は自己責任とされています。

私たちがなぜ日本版が必要だと考えるのか3

- ・健康被害が発生する前に、発生しないように回避措置を取ることで、命、健康そのものを守ることは、命や健康被害が発生してからのお金による救済では、結局、満足のいく救済にならない、命や健康が損なわれる前に、損なわれないように救済をするのが本当の救済です。その思いに正面から向き合っ
て、この願いをカタチにしたのが「予防原則」であり「日本版」です。
- ・今は初期被ばくを避ける措置とシステムは行政の手にあります。その結果、住民は本来避けられた、無用の被曝をさせられました。こうした経験から放射能汚染状況を市民自ら測定し、これを踏まえて正しく非難し対処する必要があります。
- ・日本版は誰にも無用な被ばくをしない権利があることを主張し、いかなる環境においても、その中でどのようないきかたを選択するかは、当事者である市民が自己決定することであり、予防原則なんです。そして自己決定に基づいて作られた法律が「チェルノブイリ法日本版」なのです。

私たちがなぜ日本版が必要だと考えるのか4

- 政府の理不尽な政策、措置に対して明確にノーと言えること。その非人道性を全面的に否定し、原発事故で脅かされた被災者の人権を断固として擁護する姿勢を明確に表明しています。放射能の危険からすべての人の命、健康、暮らしを守る権利、つまり「人権」を守ることを目指す人権運動が必要です。
- 放射能災害による避難民は、国際人権法の「国内避難民」に該当します。手厚く守られるべき「国内避難民」を事実上「棄民」扱いにする政策がまかり通ってます。まして原発立地自治体に住む住民に対して救済策が不可欠です。
- 万が一の際、全ての人を救う救済法を作りたいというのが、私たちの願いです。

これが、現実です

- ところで福島県は事故後子どもの甲状腺検査を実施しています。対象は事故当時福島県内にいた18歳以下のおよそ38万人です。それにより、現在400人を超える子どもたちが甲状腺がんと診断されています。しかし、国は「今回の事故による内部被ばくが原因とはきわめて低い」と態度は一貫しています。
- でも、実際7人の子どもたちが原告になっている「311子ども甲状腺がん裁判」が行われています。
- つい最近も1人新しく原告になった若者がいます。この若者は「私が受けてきたものは構造的暴力」であり「私にとって福島で育つという事は、国や社会は守ってくれないという事を肌で感じることもあった」と述べました。その言葉を無視していいのでしょうか？子どもたちはこれから何十年と長い年月を、病気を抱えながら生きていかなければなりません。
- 将来の夢や希望を目の前で断たれた彼らに、心と体に傷を負わせたがまま、口をつぐむ大人ではいたくありません。そのためにも、万が一の際の全ての人を救う救済法が必要です。

チェルノブイリ法日本版の会の共同代表でもある柳原敏夫弁護士は

- (1)、原発事故の救済について、3 1 1 までの法体系はこれに対する備えがなく、全面的な「法の欠缺（穴）」状態にあった。
- (2)、3 1 1 後も、基本的にその欠缺状態を立法的に解決しようとしなかった（その場しのぎの行政的な措置で対応してきた〔ように見える〕）
- (3)、欠缺の補充を上位規範である憲法及び条約、とりわけ国際人権法に基づいて、これらに適合するように補充する必要がある。
- (4)、その補充の結果、国内避難民の指導原則等示された被災者の人権保障によって補充された法規範、これをトータルに示したものが、ほかならぬ日本版そのものである。と言っています。

地方差別と闘い、自分たちの生活を守る

- 地方差別ともいわれる被災者に対する理不尽としか言いようのない政府の対策、措置に対して、私たちがそれはおかしいと、分かりやすく説明したのが日本版なのです。
- 先日コリンコバヤシさんの映画「チェルノブイリその後の世界」と講演を聞きました。39年という長い年月が過ぎても、健康は損なわれ、ふるさとは汚染されたままで低線量被ばくが大きな問題になっています。福島はまだ15年、事故をなかったかのようにするなんて、ありえません。今私たちはチェルノブイリを見直し、彼らと行動を共にしなくてはならないのではないのでしょうか。

まとめ1

- 国や県が、被災者の立場に立って「原発事故の被災者の**真の救済**はいかにあるべきか」のビジョンに取り組むべきであり、それに正面から取り組んでいるのが、**日本版**です。
- 半世紀前、公害が日本を覆い市民の命、健康、暮らしを脅かしたとき、市民が立ち上がり、様々な市民運動の中で、自分たちの命、健康、暮らしを守りました。この行動が人権を守るということだと思います。今回原発事故という試練に立ち向かう私たちは、再び私たち一人一人の行動が試される時だと思います。

まとめ2

- ・ どうしたらこれからの子どもたちを守ることができるのか
その一つが**保養**です。40年近くたつチェルノブイリでは今
だに子どもたちの病気は増えているそうです。すでに日本
では保養は必要ないものとされています。
これは子どもたちを守る唯一の手段です。
- ・ そして今日お集まりの研究者の方たちのように、**研究を続
けること。測定を続けること。**
これからの日本に、放射能の影響はなかったと言わせない
ために必要な研究を続けて行って欲しいと思います。
- ・ 原発がある限り、事故は避けて通ることはできません。
そのためにも、**政府の理不尽な政策、措置に対して明確
にノーと言える、「人権」を守ることを目指した法律を作
らなければなりません。それが「チェルノブイリ法日本版」
です。**

私たちは見ている 原発事故の落とし前のつけ方を (定価500円)

わたしたちは 見ている

原発事故の
落とし前の
つけ方を

市民が育てる
「チェルノブイリ法日本版」の会
編集 柳原敏夫・小川晃弘

新曜社

© もばてつや

「チェルノブイリ法日本版」で
移住も残留も選べる社会に!



9784788518506



1920036006366

ISBN978-4-7885-1850-6

C0036 ¥636E

定価：本体636円＋税

新曜社

市民が育てる「チェルノブイリ法日本版」の会
連絡先 (Eメール) genpatsuright@gmail.com
ブログ <https://chernobyl-law-in-japan.blogspot.com>

ご清聴ありがとうございました。